

令和元年度 文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」解釈指針について

資料 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」解釈指針

市 民 文 化 局

（令和2年3月16日）

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」
解 釈 指 針

川 崎 市

令和2（2020）年3月

I はじめに

川崎市では、日本国憲法や、日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、平等と多様性を尊重しながら、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を着実に進めてきましたが、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）」は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、制定したものです。

本条例は、令和元年11月25日、第5回川崎市議会定例会に、条例議案を提出し、審議を経て、同年12月12日、可決、成立し、同月16日、公布しました（公布の日、令和2年4月1日に一部施行。同年7月1日に全面施行）。

本条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的にしており、真の願いは、「人権が尊重されるまち」の実現にあります。

川崎市では、これまでも、人権課題に対して、様々な取組を進めてきましたが、本条例の制定を一つの契機として、全庁一丸となって、全力で、更なる高みを目指して、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」を推進してまいります。

この「解釈指針」は、本条例を広く知っていただくとともに、本条例で取り組む内容を御理解いただき、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」の推進に活用していただくために作成しました。

川崎市が目指す「人権が尊重されるまち」の実現に資する、その一助となるよう、あらゆる場面で、一人ひとりが、本指針を役立てていただきますよう、お願いいたします。

Ⅱ 条例の構成

本条例は、前文、本則 24 箇条及び附則で構成されています。

「前文」では、川崎市におけるこれまでの取組の考え方をはじめ、人権課題を巡る現状や、今後、取り組むべき方向性のほか、目指すべき目標等を定めています。

「第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）」では、条例の目的や、使用する用語の意義を定めています。

「第 2 章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第 3 条～第 10 条）」では、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進するための人権に関する施策等の内容を定めています。

「第 3 章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進（第 11 条～第 20 条）」、「第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）」及び「第 5 章 罰則（第 23 条・第 24 条）」では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するための川崎市の実情に応じた施策等の内容を定めています。

「附則」では、本条例の施行期日や、経過措置として、現に策定されている「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」を、本条例の規定により策定された「川崎市人権施策推進基本計画」とみなすことを定めています。

目 次

I 解釈指針

前文	3
第1章 総則	
第1条（目的）	5
第2条（定義）	7
第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進	
第3条（市の責務）	13
第4条（市民及び事業者の責務）	14
第5条（不当な差別的取扱いの禁止）	15
第6条（人権施策推進基本計画）	16
第7条（人権教育及び人権啓発）	18
第8条（人権侵害による被害に係る支援）	22
第9条（情報の収集及び調査研究）	25
第10条（人権尊重のまちづくり推進協議会）	26
第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進	
第11条（この章の趣旨）	29
第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）	32
第13条（勧告）	39
第14条（命令）	44
第15条（公表）	49
第16条（公の施設の利用許可等の基準）	51
第17条（インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表）	52
第18条（差別防止対策等審査会）	58
第19条（審査会の調査審議手続）	60
第20条（表現の自由等への配慮）	63
第4章 雑則	
第21条（報告及び質問）	65
第22条（委任）	67
第5章 罰則	
第23条	68
第24条	71
附則	75

II 資料編

資料1 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）	77
資料2 「議案第157号 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について」に対する附帯決議（令和元年12月12日川崎市議会）	84
資料3 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則（令和2年川崎市規則第5号）	85
資料4 日本国憲法（抜粋）	92
資料5 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）	93

資料6	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律案に対する附帯決議（平成28年5月12日参議院法務 委員会）	96
資料7	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律案に対する附帯決議（平成28年5月20日衆議院法務 委員会）	97
資料8	地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）	98
資料9	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第14 7号）	99
資料10	優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」（抜粋） 平成28年12月27日 川崎市人権施策推進協議会	101

I 解 釈 指 針

前 文 ・ 第1章 総 則

前文

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は、川崎市におけるこれまでの取組の考え方をはじめ、人権課題を巡る現状や、今後、取り組むべき方向性のほか、目指すべき目標などについて定めたものです。

【解説】

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきた元祖「多様性のまち」であり、市制施行時、人口約5万人であったまちは、本条例が成立した令和元年12月には、30倍以上の153万人を超える都市に成長を遂げています。

これまで、川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動をはじめ、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

このような状況を踏まえ、川崎市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要があります。

川崎市では、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生

きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、本条例を制定するものです。

日本国が締結した人権に関する諸条約の主なものは、次のとおりです。

- ・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和 5 4 年締結）
- ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和 5 4 年締結）
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和 6 0 年締結）
- ・ 児童の権利に関する条約（平成 6 年締結）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成 7 年締結）
- ・ 障害者の権利に関する条約（平成 2 6 年締結）

川崎市が制定した人権施策関連の主な条例は、次のとおりです。

- ・ 川崎市外国人市民代表者会議条例（平成 8 年川崎市条例第 2 5 号）
＜平成 8 年 1 2 月 1 日施行＞
- ・ 川崎市子どもの権利に関する条例（平成 1 2 年川崎市条例第 7 2 号）
＜平成 1 3 年 4 月 1 日施行＞
- ・ 男女平等かわさき条例（平成 1 3 年川崎市条例第 1 4 号）
＜平成 1 3 年 1 0 月 1 日施行＞
- ・ 川崎市人権オンブズパーソン条例（平成 1 3 年川崎市条例第 1 9 号）
＜平成 1 4 年 4 月 1 日施行＞
- ・ 川崎市子どもを虐待から守る条例（平成 2 4 年川崎市条例第 4 6 号）
＜平成 2 5 年 4 月 1 日施行＞
- ・ 川崎市自殺対策の推進に関する条例（平成 2 5 年川崎市条例第 7 5 号）
＜平成 2 6 年 4 月 1 日施行＞
- ・ 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成 2 6 年川崎市条例第 4 7 号）
＜平成 2 6 年 1 0 月 1 5 日施行＞

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の目的が、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資するものであることを定めたものです。

【解説】

- 1 「市、市民及び事業者の責務」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) 市の責務（第3条）
 - (2) 市民及び事業者の責務（第4条）
- 2 「人権に関する施策の基本となる事項」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) 不当な差別的取扱いの禁止（第5条）
 - (2) 人権施策推進基本計画（第6条）
 - (3) 人権教育及び人権啓発（第7条）
 - (4) 人権侵害による被害に係る支援（第8条）
 - (5) 情報の収集及び調査研究（第9条）
 - (6) 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（第10条）
- 3 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項」に関連する条文は、次のとおりです。
 - (1) この章（第3章）の趣旨（第11条）
 - (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止（第12条）
 - (3) 勧告（第13条）
 - (4) 命令（第14条）
 - (5) 公表（第15条）
 - (6) 公の施設の利用許可等の基準（第16条）
 - (7) インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表（第17条）
 - (8) 川崎市差別防止対策等審査会（第18条）
 - (9) 審査会の調査審議手続（第19条）

- (10) 表現の自由等への配慮（第 2 0 条）
- (11) 報告及び質問（第 2 1 条）
- (12) 委任（第 2 2 条）
- (13) 罰則（第 2 3 条・第 2 4 条）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における基本となる用語の「不当な差別」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、その意義を示したものです。

【解説】

1 第1号関係

- (1) 「人種」とは、人間の皮膚の色をはじめ、頭髪、身長、頭の形、血液型などの形質的な特徴による区分単位をいいます。
- (2) 「国籍」とは、一定の国家の所属員たる資格をいいます。
- (3) 「民族」とは、文化や出自を共有することからくる親近感を核にして歴史的に形成された共通の帰属意識を持つ人々の集団をいいます。
- (4) 「信条」とは、宗教上の信仰や、人生観、世界観、政治観など、いわゆる思想上の信念をいいます。
- (5) 「年齢」とは、生まれてからその時までの経過期間を年又は年月日によって数えたものをいいます。
- (6) 「性別」とは、男性と女性との別をいいます。
- (7) 「性的指向」とは、恋愛感情や性的な関心が主にどの性別に向いているか、向いていないかをいいます。異性愛・同性愛・両性愛などがあります。

(8) 「性自認」とは、自分がどの性別であるか又はないかということについての認識をいいます。

(9) 「出身」とは、生まれた土地、属していた身分などがそこであることをいいます。

(10) 「障害」とは、身体又は精神の機能の低下、異常、喪失あるいは身体の一部の欠損などをいいます。

なお、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」第2条第1号において、「障害者」とは、「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されています。

(11) 「その他の事由」とは、直前に例示した事由以外の事由をいいます。これにより、あらゆる事由が含まれます。

なお、例示した事由以外の事由の一例として、病歴や犯罪歴が挙げられます。

2 第2号関係

(1) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「差別的言動解消法」という。）」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と同義としています。

したがって、「本邦外出身者」とは、「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」をいいます。

外国籍である必要はなく、その定義において、「その子孫」という文言があることから、日本生まれの在日外国人の二世・三世や、それ以降の世代が含まれています。

また、「適法に居住する」との要件が付されていることをもって、「適法に居住」しない者、すなわち、不法滞在者等に対する「不当な差別的言動」が許されるとする趣旨ではありません。

法務省人権擁護局は、「差別的言動解消法」施行後の平成28年12月27日に、「差別的言動解消法」の趣旨及び「差別的言動解消法」第2条の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解釈に関する考え方を整理し、地方公共団体において「地域の実情」に応じた施策を実施する際に参考とするよう、「参考情報」を示しています。

この「参考情報」では、『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』については、(中略)『本邦の域外にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動』であるとしつつ、その典型的な具体例として、(中略)『(専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と)本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知』すること及び『(専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然と)本邦外出身者を著しく侮蔑する』ことの二つを規定したものとされている。(中略)前半の二つの典型的な具体例に当たる行為のほか、これらの具体例に類するものとして後半の『本邦の域外にある国又は地域の出身者であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する』ことに当たる行為を規定しているものと考えられよう」と示しています。

また、「個別具体の言動が、本条の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』に該当するかどうかは、国及び地方公共団体が、それぞれの施策を行う場面で適切に判断する必要があると考えられる。(中略)そして、個別具体の言動が、本条の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』に該当するか否か、すなわち、前記の二つの典型的な具体例や、『地域社会から排除することを煽動する』ことに該当するか否かは、本法律の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常に本条の該当性の判断に変わりがないというものではなく、個別具体の言動がどのような状況や背景の下で行われるに至ったのか、その前後の文脈を踏まえて当該言動がどのような趣旨、意味に解されるのか等の諸事情を勘案することにより、本条の『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』に該当するか否かの判断が異なることは当然あり得ると思える。したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難であるといわざるを得ない」と示しています。

法務省人権擁護局は、この「参考情報」の中で、「典型的な例と考えられるものを示すにとどめるとして、次の言動が該当し得ると考えられる」としています。

○「本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」することについては、一般に、害悪の告知を内容とする脅迫的言動を指すものと解される。

例：「〇〇人は殺せ」

「〇〇人を海に投げ入れろ」

「〇〇人の女をレイプしろ」など

○「本邦外出身者を著しく侮蔑する」ことについては、一般に、本邦外出身者を見下し蔑む言動のうち、その程度が著しいものがこれに該当すると解される。

例：「特定の国又は地域の出身である者について蔑称で呼ぶ」

「差別的、軽蔑的な意味合いで『ゴキブリ』などの昆虫、動物、物に例える言動」など

○「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する」言動については、一般に、本邦外出身者を我が国の地域社会から排除し排斥することをあおり立てることを指すと解される。

例：「〇〇人はこの町から出て行け」

「〇〇人は祖国へ帰れ」

「〇〇人は強制送還すべき」など

なお、平成２７年度に、法務省が、委託調査研究事業として、公益財団法人人権教育啓発推進センターに委託して実施した「ヘイトスピーチに関する実態調査」において、同センターが公表した「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書（平成２８年３月）」では、一般的に、ヘイトスピーチであると指摘されることの多い内容として、次の三つの類型を挙げています。

「この調査における三分類は、ヘイトスピーチの実態を調査するに当たり、ヘイト

スピーチであると指摘されることの多い内容として類型化されたものであるから、『差別的言動解消法』第2条の規定を理解する際に、一定程度、参考となり得るものと考えられる」としています。

①特定の民族や国籍に属する集団を一律に排斥するもの

例：「〇〇人は日本から出て行け」

②特定の民族や国籍に属する集団の生命、身体等に危害を加えるとするもの

例：「〇〇人を皆殺しにしろ」

③特定の民族や国籍に属する集団を蔑称で呼ぶなどして殊更に誹謗中傷するもの

例：「ゴキブリ〇〇人」

- (2) 「差別的言動解消法」第2条にいう「不当な差別的言動」とは、デモ等における発言といった一定の表現態様に限定するものではなく、例えば、プラカードに書かれた文字、インターネット上の書き込みなどを含むと解されています。

第2章 不当な差別のない人権尊重の まちづくりの推進

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

【趣旨】

本条は、川崎市が本条例の目的を達成するため、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないことを定めたものです。

【解説】

川崎市では、これまで、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」に基づき、様々な人権施策に取り組んできました。

同計画には、川崎市が人権施策を率先して推進することを示すため、「人権かわさきイニシアチブ」というタイトルを掲げていますが、本条例の制定により、その姿勢をより一層明確にすることで、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、「人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指すこととします。

(市民及び事業者の責務)

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、市民及び事業者が、川崎市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めなければならないことを定めたものです。

【解説】

- 1 全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくためには、川崎市が人権に関する施策を実施することに加えて、その施策への市民及び事業者の協力があつてこそ、より一層の推進が図られます。

本条は、こうした観点を踏まえ、市民及び事業者が、川崎市の実施する人権に関する施策に協力することを努力義務として定めたものです。

- 2 市民及び事業者が、川崎市の実施する人権に関する施策に協力しなかったことをもって、ペナルティを課すものではありませんが、不当な差別のない人権尊重のまちづくりには、市民及び事業者の協力により、より一層の推進が図られることから、川崎市の実施する人権に関する施策への協力を求めています。

- 3 本条の「市民及び事業者」とは、特に、その対象を限定していません。

「市民」には、市内在住者に限らず、広く、市内在勤者をはじめ、市内在学者や、川崎市で活動を行う者を含み、「事業者」には、営利、非営利を問わず、市内において事業を行うものとし、企業だけではなく、町内会、自治会、NPO、NGO等を含みます。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

【趣旨】

本条は、何人も、いかなる事由を理由とする「不当な差別的取扱い」をしてはならないことを定めたものです。

【解説】

- 1 「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人のほか、外国人も含みます。
また、自然人のほか、法人も含みます。
- 2 「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害」は例示であり、「その他の事由」とあるように、例示以外の事由であっても、人権全般に関して、全ての事由を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 3 「不当な差別的取扱い」とは、正当な理由なく、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由として、サービスの提供（入居、就職、教育等）を拒否することや、それらの提供に当たって、場所や時間帯等を制限すること又は条件を付けること等をいいます。
「正当な理由」とは、サービスの提供を拒否する等の取扱いが、客観的に見て、正当な目的の下に行われ、その目的に照らして、やむを得ないと言える場合をいいます。
- 4 あらゆる差別は許されるものではありませんが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。
特に限定をかけることなく、「差別的言動」を含めて、差別全般を広く捉え、条例により公権力をもって禁止するとした場合には、この「表現の自由」に抵触し、過度に広範な規制となり得るおそれがあることから、本条では、他の法令の例にならい、「不当な差別的取扱い」を禁止することとしています。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

【趣旨】

本条は、市長が、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の意見を聴いて、「川崎市人権施策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、これを公表することを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

川崎市では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）」第5条の規定に基づく取組として、平成27年3月、「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」を策定しており、その計画期間は、平成27（2015）年4月から令和8（2026）年3月までとしています。

本条例の附則第2項では、経過措置として、現行の「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」を、本条の規定に基づき策定された基本計画とみなすことを定めています。

人権に関する施策のうち、男女平等、子どもの権利、自殺対策の分野については、それぞれの個別条例上に、それぞれの個別計画策定の根拠となる規定がありますが、今後は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び本条を基本計画の策定根拠とし、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

＜参考＞人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年法律第１４７号）

（地方公共団体の責務）

第５条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２ 第２項関係

基本計画には、「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」、「人権に関する基本的施策」及び「その他人権に関する施策を推進するために必要な事項」を定めることとします。

３ 第３項、第４項、第５項関係

市長は、基本計画を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、第１０条に規定する「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の意見を聴くこととします。

市長は、基本計画を策定（変更）しようとするときは、あらかじめ、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に対して、基本計画の策定（変更）事項について諮問し、同協議会から、諮問事項に対する答申を受けることとします。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

【趣旨】

本条は、川崎市が、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、「人権教育」及び「人権啓発」を推進する際の根拠となる規定を定めたものです。

【解説】

- 1 本条は、「人権教育」及び「人権啓発」の取組を推進することを明示しており、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」はもとより、平成28年に施行された、いわゆる「差別解消三法」のうち、「差別的言動解消法」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）」には「教育」及び「啓発」に関する規定が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」には「啓発」に関する規定があり、これらの定めを踏まえています。

<参考>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

<参考>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

<参考>部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

<参考>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

2 川崎市は、市民及び事業者が、人権尊重のまちづくりに関する理解を深めることができるよう、「学校教育」及び「社会教育」の場において、「人権教育」の推進のために、必要な取組を進めることとします。

「学校教育」の場においては、これまでも、人権尊重教育を全ての教育活動の基盤として位置付け、豊かな人間関係を育む教育を進めてきましたが、教職員については、ライフステージに応じた研修や人権尊重教育担当者研修等を実施し、人権意識のより一層の向上を図ることとし、児童生徒については、教育委員会が作成、配布している子どもの権利学習に関する資料を活用したり、「子どもの権利学習派遣事業」や「民族文化講師ふれあい事業」等を行ったりすることで、自分の良さを認め、他者を大切にせる教育活動を進めていくこととします。

こうした取組のほか、より多くの人が学ぶことができる「学びの場」として、市民館等における講座の開催など、学習者の自発的な参加を基本とする「社会教育」の場を、

引き続き、活用していく必要があります。

また、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、その担い手の中心である職員の人権意識をより一層向上させる必要があるため、職員向けの人権研修を定期的かつ継続的に実施する等の取組を進めることとします。

本条例の制定を一つの契機として、本条例の周知を図りながら、「人権教育」の取組の充実、強化に努めることとします。

<参考>社会教育法（平成24年法律第207号）

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

3 「人権啓発」については、これまでも、「かわさき人権フェア」や「川崎市人権学校」等のイベントの活用をはじめ、ポスターの作成や、川崎市のホームページへの登載のほか、市政だより、新聞・地域情報誌等への掲載、人権パンフレット「HUMAN RIGHTS」の配布等、様々な媒体を通じて、広く市民に対して行ってきました。

令和元（2019）年度の人権意識普及事業を一覧に示すと、次の表のとおりですが、本条例の制定を一つの契機として、これまでの取組に加え、各区役所に設置しているモニター機器の活用や、啓発対象者に応じたリーフレットの作成など、創意工夫しながら、「人権啓発」の取組の充実、強化に努めることとします。

令和元(2019)年度 人権意識普及事業一覧

件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	人権ブース	すくらむまつり	平和を語る市民のつどい	人権啓発リーディング連携事業	拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい	人権啓発リーディング連携事業	外国人市民代表者会議オープン会議	企業向けセミナー(3回連続講座)	かわさき人権フェア2019	かわさき子どもの権利の日	ピープルデザインシネマ	川崎市人権学校	男女平等かわさきフォーラム
①テーマ	人権全般	男女平等推進	平和	子どもの権利	拉致問題	子どもの権利	外国人市民施策	性的マイノリティ	人権全般	子どもの権利	性的マイノリティ	人権全般	男女平等推進
②日時	①4/7(日) ②11/3(土)	6/23(日)	8/4(日)	8/24(土)	10/5(土)	①10/29(火) ②11/21(木)	11/10(日)	①11/19(火) ②1/8(水) ③2/12(木)	11/23(土)	12/22(日)	1/23(木)	2/4(火)	2/15(土)
	①「かなまら祭り」に出展 ②「かわさき市民祭り」に出展	川崎市男女平等推進週間(6月23日～6月29日)にあわせて開催	終戦の日(8月15日)にちなみ開催	川崎フロンターレホームゲーム開催日	横田めぐみさん誕生日(10月5日)	①10/29(火) ②11/21(木)	11/10(日)	①11/19(火) ②1/8(水) ③2/12(木)	人権週間に先立ち11月二旬に開催	かわさき子どもの権利の日(11月20日)前後	—	—	—
③会場	①大師公園 ②富士見公園(予定)	男女共同参画センター	平和館	等々力陸上競技場	平和館	宮前区及び麻生区内保育園	川崎市国際交流センター	川崎フロンティアビル	川崎アゼリア	高津市民館	チネチッタ	高津市民館	エポック中原大会議室
④対象者	市民	市民	市民	市民	市民 本市職員等	未就学児	市民	企業関係者 市民	市民	市民	市民 本市職員等	市民 本市職員等	市民
⑤内容	・人権関連パネルの展示 ・人権関連パンフレット・チラシの配布 ・アンケート	・講座 ・ステージ ・展示 ・模擬店等	・講演 ・ミニコンサート ・啓発物の配布	・川崎フロンターレロゴ入り啓発物配布 ・競技場内外での啓発活動 ・人権に関するアンケートの実施	・映像上映会 ・ミニコンサート ・啓発物の配布 ・写真・新聞記事・パネルの展示 ・アンケート	・人権結ぶ語 ・人権推進委員会によるお話し	・代表者会議の説明 ・クループティス ・セッション ・全体会	・テーマ別の3回連続講座	・人権ボスターの展示 ・人権作文等の展示 ・人権作文コンテスト表彰式 ・人権相談の紹介 ・人権に関するアンケートの配布 ・啓発物の配布	・ミニコンサート ・子どもの権利に関するクイズラリー ・市と各行政区子ども会連による発表 ・各府県とも向けワークショップ ・人権作畫展 ・スタンプ配布 ・アンケート	・映画上映会 ・トークショー ・絵本朗読 ・人権関連パンフレット ・アンケート	・講演 ・人権関連パネルの展示 ・人権関連パンフレット ・チラシ配布 ・アンケート	・講演 ・人権関連パネルの展示 ・人権関連パンフレット ・チラシ配布 ・アンケート
⑥主催・共催等	主催 川崎市	主催 川崎市男女共同参画センター(すくらむ21)	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市外国人代表者会議	主催 川崎市 後援 川崎商工会議所	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会	主催 川崎市 共催 川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会 川崎市、横浜地方方法務局川崎支局、川崎人権協議会
⑦手法	ブース出展	展示 ステージ 参加型講座等	講演会 ミニコンサート	試合会場での啓発等	上映会 ミニコンサート	フロンターレのサッカードームに合わせた啓発	分科会・全体発表	セミナー	ステージ展示	ミニコンサート ワークショップ 展示	映画上映会 トークショー	講演会	講演会
⑧参加方法	当日自由参加	当日自由参加 (一部事前申し込みあり)	事前申込み制 (抽選)	当日自由参加	事前申込み制 (抽選)	—	当日自由参加	事前申込み制 (抽選)	当日自由参加	当日自由参加	事前申込み制 (抽選)	当日自由参加	当日自由参加
⑨備考				法務省委託事業	法務省委託事業	法務省委託事業		中小企業庁委託事業	法務省委託事業	法務省委託事業	法務省委託事業	法務省委託事業	

番号に網掛けのある事業は、川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会との共催事業

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、川崎市が、人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援を行うことを定めたものです。

【解説】

1 本条は、インターネットを利用した不当な差別をはじめ、あらゆる人権侵害による被害の救済を図るため、川崎市が、必要な支援を行うことを明文化したものです。

なお、本条は、人権侵害による被害に係る支援を行うものであり、個人間のトラブルや、単なる言い争い等については、本条の必要な支援の対象には該当しません。

2 人権侵害による被害については、川崎市の制度所管部署が相談窓口となり、人権侵害を受けた者から、事案の状況等を聴取することにより、必要に応じて、次の対応を行うこととします。

(1) 川崎市の制度所管部署（相談窓口）が直接対応

無知や誤解に起因する事案については、川崎市の制度所管部署が、直接、相手方に対して説明や仲介等を行うこととします。

なお、川崎市には、事案の調査等について、犯罪捜査のために認められた権限はないので、本条例の趣旨等を説明し、理解を求める対応を行うこととします。

(2) 川崎市の既存窓口を紹介

川崎市の既存窓口である「人権相談（区役所）、人権オンブズパーソン、児童虐待防止センター、障害者相談支援センター、外国人相談窓口」などで対応ができる事案については、適切な部署に繋ぐこととします。

(3) 関係機関等を紹介

前記(1)及び(2)で対応できない事案や、より専門的な相談の実施等が必要な事案については、適切な関係機関等（横浜地方法務局川崎支局、人権団体、NPO法人等）に繋ぐこととします。

(4) 弁護士相談の実施

法律的な助言（交渉や仲介を除く。）が必要な事案については、課題を整理し、弁護士相談に繋ぐこととします。

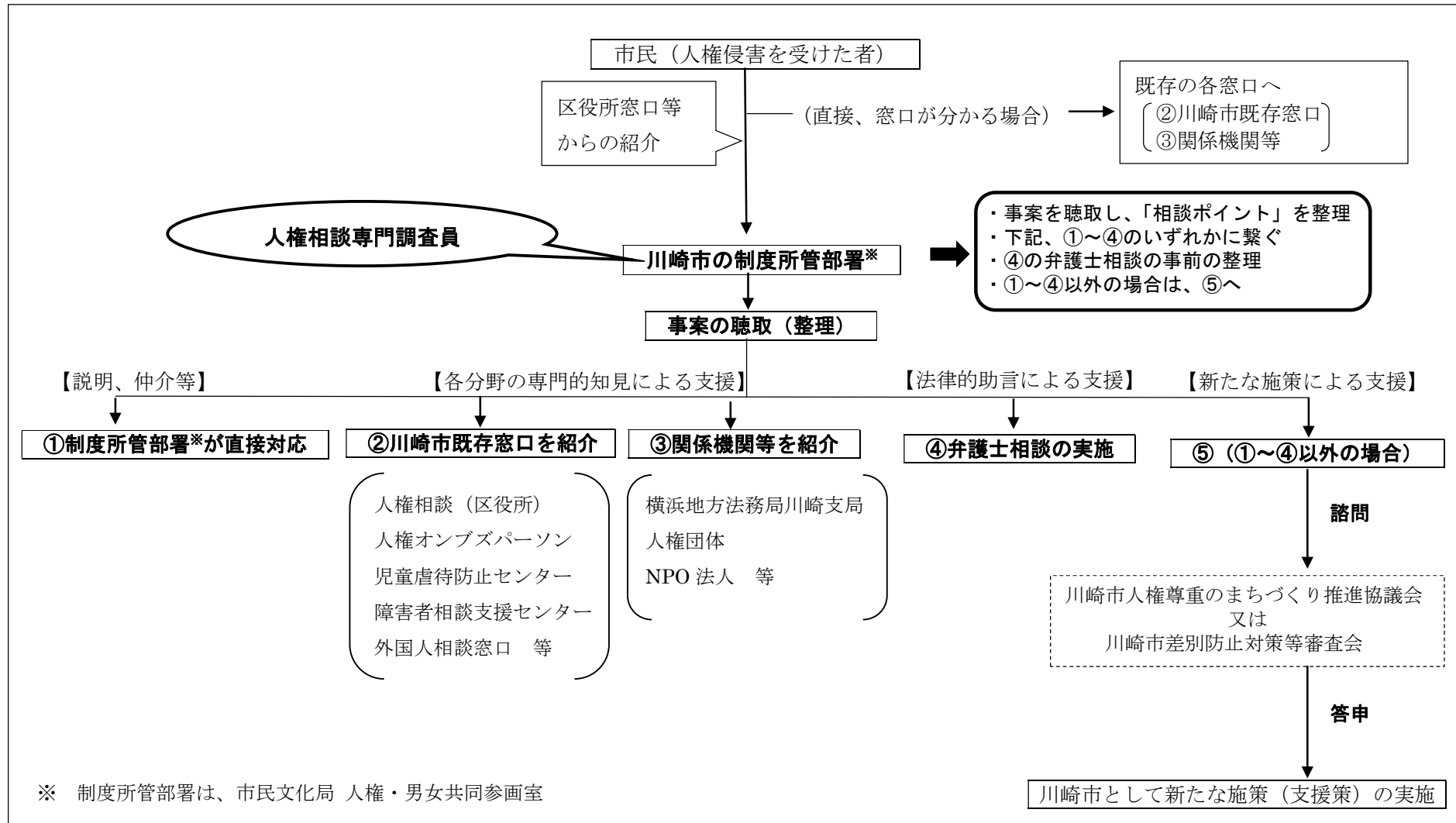
(5) 前記(1)から(4)までで対応できない事案

前記(1)から(4)までで対応できない事案については、必要に応じて、第10条に規定する「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」又は第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」を活用し、新たな施策（支援策）の展開を含め、必要な支援に繋がる検討を行うこととします。

【主な相談窓口】

NO	相談内容	相談先	電話番号
1	人権課題全般	横浜地方法務局川崎支局 各区人権相談	(044)244-4166 (各区地域振興課)
2	子どもの権利の侵害 男女平等に関わる人権侵害	人権オンブズパーソン	(044)813-3110 (044)813-3111
3	子どもの虐待の通報	児童虐待防止センター	0120-874-124
4	障害児・者に関する相談	障害者相談支援センター	(各区相談支援センター)
5	多言語による日常生活相談	国際交流センター	(044)455-8811

【イメージ図】



(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

【趣旨】

本条は、川崎市が、人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行う際の根拠となる規定を定めたものです。

【解説】

- 1 人権に関する施策を効果的に実施するためには、国内外の動向をはじめ、様々な人権課題に係る分野の現状や、市民の意識等を把握する必要があるため、川崎市は、必要な情報の収集や調査研究を行っています。
- 2 川崎市では、これまで、概ね5年に1度、「人権に関する市民意識調査」を行ってきましたが、今後、実施する必要な情報の収集及び調査研究については、本条を根拠に行うこととし、その調査項目や調査の結果については、川崎市のホームページ等で公表することとします。
- 3 調査の結果については、第10条に規定する「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に報告し、その意見を聴いて、人権に関する施策に反映すべき事項の実効性を高めることとします。

<人権に関する市民意識調査の実施の経緯>

- | | | |
|-----|----------|----------------------|
| 第1回 | 平成 5 年度 | 「人権と同和問題についての市民意識調査」 |
| 第2回 | 平成 12 年度 | 「人権と同和問題についての市民意識調査」 |
| 第3回 | 平成 17 年度 | 「人権に関する市民意識調査」 |
| 第4回 | 平成 22 年度 | 「人権に関する市民意識調査」 |
| 第5回 | 平成 27 年度 | 「人権に関する市民意識調査」 |
| 第6回 | 令和 2 年度 | 「人権に関する市民意識調査」(実施予定) |

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、市長の附属機関である「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」（以下「協議会」という。）について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

本条第1項は、協議会の設置根拠となるものです。協議会は、基本計画（第6条第1項に規定する「川崎市人権施策推進基本計画」）を策定しようとするもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するとしています。

2 第2項関係

協議会の委員数の上限を12人以内としています。

3 第3項、第4項、第5項関係

協議会の委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱し、

委員の任期は2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任可としています。

- (1) 「学識経験者」とは、学術機関の研究者、実務経験のある弁護士等をいいます。
- (2) 「関係団体の役職員」とは、人権分野の関連団体、人権教育・人権啓発・人権相談等に関わる団体の役職員をいいます。
- (3) 「市民」とは、公募による要件を満たす市民をいいます。

委員となる「市民」は、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則（令和2年川崎市規則第5号）」及び「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会市民委員募集要領（令和2年2月4日付け31川市人第588号）」に基づき、公募により選考しています。

4 第6項、第7項関係

- (1) 協議会は所掌する事項が広範囲に及ぶため、特別の事項を調査審議する必要がある場合には、協議会に臨時委員を置くことができますとしています。

また、臨時委員は、特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるとしています。

- (2) 臨時委員の任期は、第4項に定める期間を超えないこととします。
- (3) 臨時委員は、第3項に定める協議会の委員のほかに、置くことができますとしています。

5 第8項関係

協議会の委員（臨時委員を含む。）は、その職を退いた後も含め、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとしています。

守秘義務に違反した場合における罰則規定は設けていませんが、その違反は、職務上の義務違反として罷免事由となります。

6 第9項関係

協議会は、短期間で詳細な審議を行う必要があるときや、特に専門的な審議を行う必要があるときなど、必要に応じ、部会を置くことができますとしています。

第3章 本邦外出身者に対する 不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

【趣旨】

本条は、川崎市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図ることを定めたものです。

【解説】

川崎市では、平成25年5月12日から平成28年1月31日までにかけて、計12回にわたり、JR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われ、このうち、平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、ワゴン車のスピーカーや拡声器を用いるなどして、騒々しくなされ、平成28年6月3日に施行された「差別的言動解消法」の立法の契機となったものでした。

平成28年6月2日、横浜地方裁判所川崎支部は、平成28年(ヨ)第42号「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」において、これらのデモの事実認定を行い、「街宣車やスピーカーの使用等の行為の態様も考慮すると、その違法性は顕著であるといえるもの」と示しました。

こうした状況に鑑み、平成28年7月13日、市長は、附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」に対して、「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼したところ、同年12月27日、同協議会から、市長に対して、「制定すべき条例の検討として、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要であり、その内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが想定される」との提言がなされました。

さらに、平成28年8月1日、法務省横浜地方法務局長は、同年1月31日のデモの主催者に対して、本件行為が他者の人間としての尊厳を傷つけるものであることを認識し、反省するとともに、今後、決して同様の行為を行うことのないよう、「勧告」を行いました。

平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「差別的言動解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」のいわゆる「差別解消三法」が相次いで施行

され、地方公共団体には、差別の解消に向けた取組の推進が求められました。

川崎市が直面する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対しては、その解消に向けて、「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、加えて、この「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会における附帯決議において、『本邦外出身者に対する不当な差別的言動』以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであること」や、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」が確認されました。

川崎市では、こうした経過や、「川崎市人権施策推進協議会」からの提言の内容を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、適切に対処する必要があると判断し、人権全般を見据えた幅広い条例の制定に向けて、様々な観点からの検討に着手しました。

この検討の中では、市内で行われたデモを勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、こうした行為が、市内において、再び繰り返し行われることは看過できないことから、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示し、構成要件の明確化を図り、禁止規定を設けました。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行おうとする者に対し、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

川崎市の判断に当たっては、あらかじめ、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる川崎市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしました。

また、「表現の自由等への配慮」の規定を設けることにより、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意することとしています。

本条例は、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則るとともに、「日本国憲法」の保障する「法の下での平等」については、「各人における現実の差異を前提として、こうした差異と、法令における取扱い上の違いとの関係が、社会通念から見て合理的である限り、その取扱い上の違いは平等違反ではないとされている」ことを踏まえ、本条例の「第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」については、「差別的言動解消法」の範囲内で定めています。

本条は、地域社会に深刻な亀裂を生じさせた事案を踏まえ、「差別的言動解消法」第4条第2項の規定に基づき、「地域の実情」に応じた施策を講ずることにより、川崎市において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の解消に向けた取組を進めていくことを明らかにしたものです。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの

【趣旨】

本条は、何人も、川崎市の区域内における公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用すること等により、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するなど、特定の内容の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせる」ことを禁止することを定めたものです。

【解説】

- 1 本条は、「表現の自由等への配慮」や「罰則に係る構成要件の明確化」などに留意し、漠然、不明確又は過度に広範な規制は許容されないことを念頭に置きながら、当該行為が行われる「場所」、「手段」及び「類型」を明文化しています。
- 2 「差別的言動解消法」及び本条例の立法の契機となった平成27年11月8日又は平成28年1月31日の市内で行われたデモについては、横浜地方裁判所川崎支部が、平成28年（ヨ）第42号「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」において、その事実認定を行い、また、横浜地方法務局長が、その「勧告」において、対象としたところですが、それぞれで示された事案の内容は、次のとおりです。

○平成28年6月2日決定 横浜地方裁判所川崎支部民事部 平成28年（ヨ）第42号
「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件」より引用

上記のデモの際、債務者ないしデモへの参加者は、在日韓国・朝鮮人を対象として、「在日は大嘘つき」、「帰れ、半島へ」などと記載したプラカードを掲げ、また、「帰ればいいんだよ、おまえら。一匹残らずたたき出してやるからよ、日本からよ。」、「朝鮮人をたたき出せ。」、「川崎に住むごみ、ウジ虫、ダニを駆逐するデモを行うことになりました。」、「半島に帰れ。」、「韓国、北朝鮮は我が国にとって敵国だ。その敵国人に対して死ね、殺せというのは当たり前だ。ゴキブリ朝鮮人は出て行け。」、「桜本は日本なんだ。日本人がデモをやっても問題ねえんだ。これから、存分に発狂するまで焦ればいい。じわじわ真綿で首を絞めてやるからよ。一人残らず日本から出ていくまでな。」などの文言を発した。このデモは、ワゴン車のスピーカーや拡声器を用いるなどして、騒々しくなされたものである。

○平成28年8月1日 横浜地方法務局長による「勧告」の概要より引用

貴殿は、平成28年1月31日、「川崎発 日本浄化デモ『第二弾!』【反日を許すな】」と題するデモを主催し、氏名不詳者らとともに、川崎市内の公園及び路上において、同市桜本所在の社会福祉法人青丘社が管理する川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センターに勤務する在日韓国人女性及び同川崎市ふれあい館を利用する在日韓国人女性らに対し、自ら、「帰ればいいんだよ、お前らよ、1匹残らずたたき出してやっからよ、日本からよ。何が桜本を通すんだよ、ここは日本なんだよ、お前らの好き勝手にはさせねえぞ。」、「日本をきれいにしなきゃだめなんですよ。ああいう奴らをたたき出してな、もうさ、きれいなデモとか俺たちは言わねえぞ。徹底的にやり返してやるからよ。」、「絶対に許さないからよ。じわじわじわじわ真綿で首締めてやっからよ。1人残らず日本から出て行くまでな。」などと怒号するとともに、氏名不詳者をして、「川崎の桜本が日本であることが理解不能な頭の悪い反日勢力は日本から出て行け。」、「こども文化センターをふれあい館などと勝手に呼称する青丘社を日本からたたき出せ。」などと言わしめ、在日韓国人を本邦から排除しようとする氣勢を示し、前記在日韓国人女性らの人格権を侵害した。

本条は、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意した上で、「場所」、「手段」及び「類型（言動例）」について、要件を定め、規制の対象に限定を加えています。

このうち、「類型（言動例）」については、法務省人権擁護局が、平成28年12月27日に示した「参考情報」等を踏まえ、上記の事案を参考に、これらに類するものとして、

次のとおり、同様の「言動例」を挙げることにしますが、個別具体の言動が、本条の規制の対象に該当するか否かは、市長が、次の事項に留意し、1次判断を行い、さらに、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、慎重に最終判断を行うこととしています。

○留意事項（法務省人権擁護局が「参考情報」で示した事項）

個別具体の言動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かは、「差別的言動解消法」の趣旨を踏まえて、当該言動の背景、前後の文脈、趣旨等の諸事情を総合的に考慮して判断されることになると考えられる。すなわち、同一の文言であれば、常にその該当性の判断に変わりはないというのではなく、諸事情を勘案することにより、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するか否かの判断が異なることは当然あり得ると考えられる。

したがって、個別具体的な状況を踏まえずに、あらゆる種類の言動についてその該当性を網羅的に示し、あるいは、すべての言動の該当性の判断が可能となる具体的基準を示すといったことは、そもそも困難であるといわざるを得ない。

(1) 第1号関係

ア 「居住する地域から退去させることを煽動し」とは、本邦外出身者の居住する地域から当該本邦外出身者を退去させるよう、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいいます。

イ 該当する言動例

- ・「〇〇人を川崎から叩き出せ」
- ・「汚い〇〇人を駆除しろ」
- ・「〇〇人から■■地区を取り返せ」
- ・「〇〇人は日本から出ていけ」

*居住する地域からの退去を包含するものとして本号に該当します。

(2) 第2号関係

ア 「生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し」とは、本邦外出身者の生命、身体等に危害を加えるよう、人に対し、その行為を実行する決意を生ぜしめ、又は、既に生じている決意を助長させるような勢のある刺激を与えることをいいます。

イ 該当する言動例

- ・「〇〇人を殺す」
- ・「〇〇人を叩き潰せ」
- ・「〇〇人は殺されても仕方がない」
- ・「〇〇人は■■■地区に立ち入らせるな」

(3) 第3号関係

ア 「人以外のもの」とは、衛生害虫（ゴキブリ、ノミ、ダニ等）、汚物その他著しく不快又は嫌悪の情を催させるようなものをいいます。

イ 該当する言動例

- ・「ウジ虫〇〇人」
- ・「ダニ〇〇人」
- ・「〇〇人はごみ」

3 本条は、「居住する地域において平穏に生活する権利」を保護法益としており、本条で禁止する行為の主体については、市民等（川崎市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他川崎市に関係ある者）であるか否かを問いません。

4 本条の規定に違反する行為は、第15条第1項の「公表」や第5章の「罰則」に繋がりますが、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、罰則を適用する前に、第13条第1項の「勧告」や第14条第1項の「命令」に対する違反を要件とすることで、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みを設けています。

その際、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとし、さらに、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる川崎市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしています。

5 「何人も」とは、誰でもという意味で、日本人のほか、外国人も含みます。

また、自然人のほか、法人も含みます。

6 「公共の場所」とは、現実に一般に開放され、不特定かつ多数の人が自由に出入りし利用できる場所を意味しており、屋外又は屋内を問わず、その場所の所有権及び管理権が私人に属するか、国その他の公共団体に属するか否か、また、使用等が有償か無償かを問わないこととされています。

公園など一般公衆の使用に供される「公共用物」に限られるものではなく、官公署の建物など国又は公共団体の使用に供される「公用物」であっても該当します。

本条においては、過去に市内で行われたデモを踏まえ、「道路」、「公園」及び「広場」を例示しており、基本的に、これら屋外の場所を想定していますが、屋内であっても屋根のある公共通路など、本条で例示したものと性質が類似する場所、すなわち、人が往来し、又は集うための場所であれば、本条の「公共の場所」に該当します。

ある会館などの施設について、不特定かつ多数の人による自由な出入りが認められている状況であれば、「公共の場所」に該当しますが、貸切等によってそれが制限されているような状況であれば、「公共の場所」に該当しないことになります。

このように、同じ場所であっても、その時々利用形態に応じて、「公共の場所」に該当するか否かの判断が異なることになります。

7 規制対象の「手段」とは、次のとおりです。

- (1) 拡声機（携帯用のものを含む。）を使用すること。
- (2) 看板、プラカード等を掲示すること。
- (3) ビラ、パンフレット等を配布すること。

8 「拡声機」とは、電子回路で音声を大きくして遠方まで聞こえさせる装置をいいます。

9 本条は、「本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として」、「本邦外出身者をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの」などを対象にしていますが、個別の事案については、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、市長が、慎重に最終判断を行うことになります。

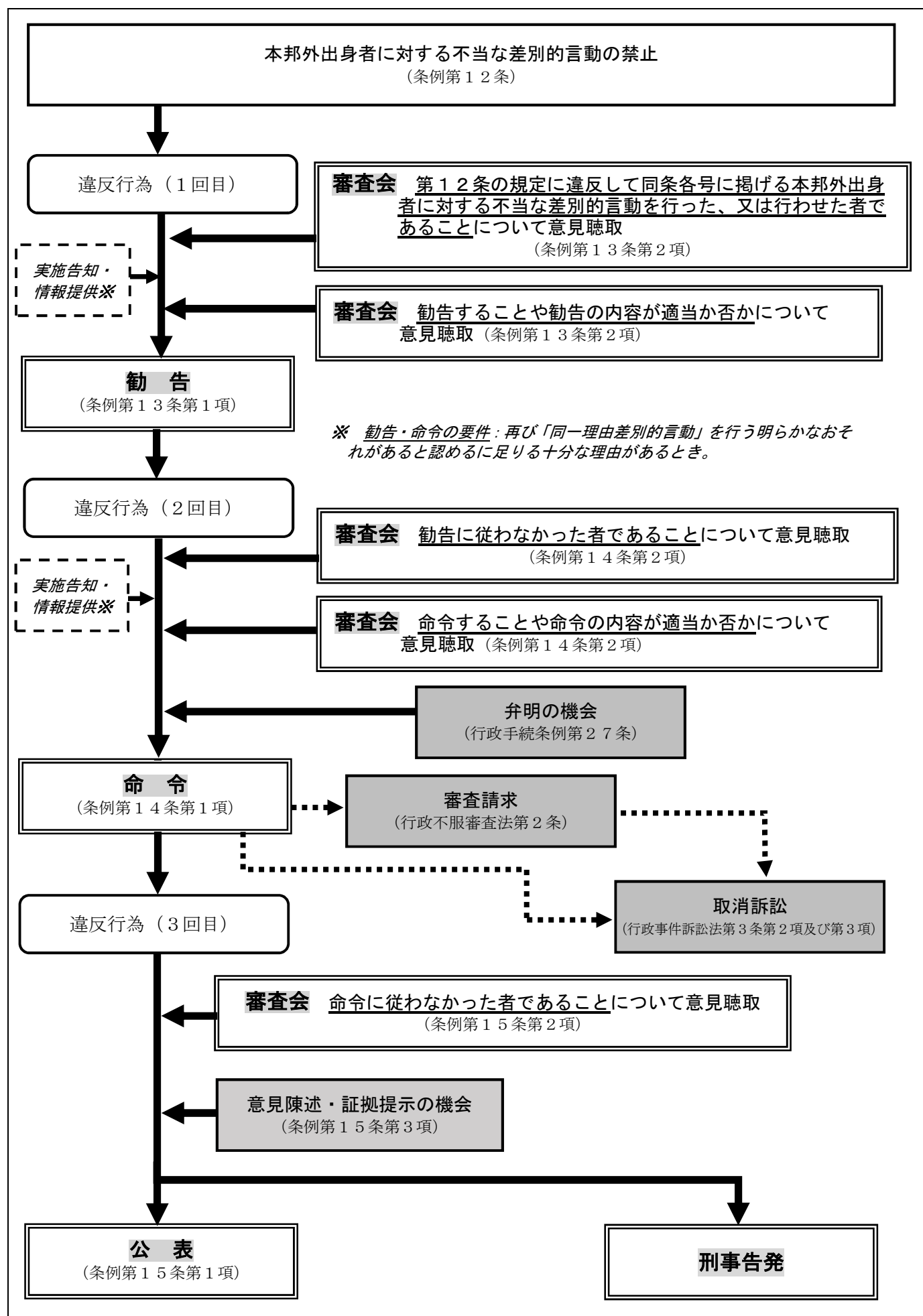
したがって、日常生活における言い争いや、会員のみの会合、単なる批判、悪口といったものや、歴史認識の表明、政治的な主張などについては、基本的に対象にしていません。

- 10 「行わせてはならない」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、自ら行うのではなく、他人に指示するなどして、当該他人をして「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行わせることを禁止するものです。

なお、このような言動を、単に「立ち止まって聞いていた」、「止めに入らなかった」、「傍観していた」といった場合には、この「行わせる」には該当しないことになります。

- 11 本条は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を対象にしていますが、川崎市議会における附帯決議において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識」が示されたとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動を許容するとの趣旨ではありません。

また、本条で規定している「場所」、「手段」、「類型（言動例）」に該当していない「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、それを許容するとの趣旨ではありません。



(注) 網掛けの枠：相手方（条例違反行為者）の行為

（勧告）

- 第13条** 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反した者が、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、市長は、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その者に対し、「地域」を定めて、「勧告」の日から6月間、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができることを定めたものです。

【解説】

- 1 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為は、第15条第1項の「公表」や第5章の「罰則」に繋がりますが、その制度化においては、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、一度、違反行為を行い、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、第14条第1項の「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、第15条第1項の「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

「勧告」をする場合には、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとしています。

2 第1項関係

- (1) 「行わせた者」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」について、自ら行うのではなく、他人に指示するなどして当該他人をして「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行わせた者をいいます。

なお、このような言動を、単に「立ち止まって聞いていた」、「止めに入らなかった」、「傍観していた」といった場合には、この「行わせた者」には該当しないことになります。

- (2) 「同一の国又は地域」とは、第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反した者が、特定した国又は地域と同じ国又は地域をいいます。

この場合、同条の規定に違反した時と全く同じ国又は地域である必要はなく、社会通念上、同じ国又は地域の出身であることを理由としたものであると考えられるときには、同一の対象としています。

(例)

【最初の第12条の規定に違反した時】

「A国の出身であることを理由」とする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

【再び行おうとする時】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が、

「A国の出身であることを理由」とする場合 → 「勧告」の対象

「B国の出身であることを理由」とする場合 → 「勧告」の対象外

- (3) 再び行おうとする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が、「同一の国又は地域の出身であることを理由」としている場合には、その手段（①拡声機の使用、②看板、プラカード類の掲示、③ビラ、パンフレット類の配布）や、その類型（言動例）（①居住する地域から退去させる、②生命、身体等に危害を加える、③著しく侮辱する）が異なるときも、「同一理由差別的言動」として、本条の対象となります。

- (4) 「勧告」をする場合に、「明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき」を要件としているのは、「勧告」が「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」の不当な侵害とならないよう、留意しなければならないとの観点によるものです。

そのため、「勧告」をする場合には、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる状況を必要としています。

具体的には、再び「同一理由差別的言動」が行われようとしている場所、日時、態様等について、その実施予定者からの告知や、十分な証拠を伴う通報により、具体的に把握していることが必要です。

- (5) 「勧告」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「地域」を定めることは、「勧告」が「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

この「地域」については、第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定の違反行為が行われた場所、再び「同一理由差別的言動」を行おうとする者による告知等で指定された場所等を考慮した上で、市長が、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、定めていきます。

具体的には、「勧告書」上に、「特定の場所から半径〇m以内」と指定したり、地図上へ図示するなどの方法により、「場所」を明記することとします。

- (6) 「勧告」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「期間」を「6月間」と定めることは、「勧告」が「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。実施予定者からの告知等を受けて、「勧告」の日から「6月」を経過した場合、当該告知等に係る「同一理由差別的言動」が行われる危険性が低くなっているとの考え方によるものです。

したがって、「勧告」の日から「6月」を経過した後に、実施予定者からの告知等があり、依然として、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる場合には、再び「勧告」をし、その後も、同様の対応を継続していくこととなります。

- (7) 相手方の所在地等が不明なため、「勧告書」の送達ができない場合には、「民法（明治29年法律第89号）」第98条の規定に基づく公示送達を行うなどにより、対応することとします。

- (8) 「勧告」は、法的拘束力のない行政指導であり、「川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）」第4章（行政指導）の適用を受けるため、「勧告」に従わなかったことを理由として、市長は、その者に不利益な取扱いをしてはなりません、

自主的な解決を図るための進言にとどまらず、市長の明確な意思として、再び「同一理由差別的言動」を行わないよう、勧め又は促すものとなります。

＜参考＞川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）

（行政指導の一般原則）

第30条 行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、当該市の機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容が相手方の任意の協力によって実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 第2項関係

(1) 「勧告」をする場合には、市長は、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」に対して、原則、次の事項について、意見聴取を行います。

ア 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があったか否かについて

イ 再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるか否かについて

ウ 「勧告」をすることが適当か否かについて

エ 「勧告」をする場合、どのような「地域」の定め方が適当か否かについて

(2) 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があったか否かについては、市長は、原則、他者からの通報及び提供による情報ではなく、客観性を担保するため、川崎市が収集した情報及び映像や音声の記録を、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、その意見を聴いた上で、慎重に最終判断することとします。

(3) 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為があった後、再び「同一理由差別的言動」を行う旨の告知等による実施予定の把握までの期間の長さによっては、前記(1)のイに関する意見聴取と、前記(1)のイ、ウ及びエに関する意見聴取は、別の時期に行うことになります。

これは、第12条の規定に違反する行為があったか否かの事実認定は、証拠の保全や、関係者への聞き取りの結果などを勘案すると、事案発生後、速やかに、意見聴取

を行う方が適当と判断していることによるものです。

- (4) 「緊急を要する場合」とは、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由を把握したときから、実際に「同一理由差別的言動」が行われるまでの間に、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴取し、「勧告」をするまでのいとま（時間的な余裕）がない場合をいいます。

具体的には、「川崎市差別防止対策等審査会」を招集できたとしても、委員の定足数を満たすことができず、会議を開催できない場合などを想定しています。

このような際にも、「勧告」をする場合に、あらかじめ、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かなければならないとすると、会議開催までの事務手続中に、再び「同一理由差別的言動」が行われることが見込まれ、実効性の確保に支障を来たすことが考えられるため、例外的に、臨機の対応として、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かずに、「勧告」をすることができるとしたものです。

「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないようにするため、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととしていることを踏まえ、このただし書の規定は、極めて、例外的な場合に適用することとしています。

- (5) 「緊急を要する場合」で、あらかじめ、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かずに、例外的に、臨機の対応として、「勧告」をした場合には、後日、速やかに、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととします。

市長の判断と、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見が異なった場合には、「勧告」の取消しなどを含め、改めて、その取扱いを検討することとします。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、第13条第1項の「勧告」に違反した者が、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、市長は、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、その者に対し、「地域」を定めて、「命令」の日から6月間、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができることを定めたものです。

【解説】

1 第12条(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)の規定に違反する行為は、第15条第1項の「公表」や第5章の「罰則」に繋がりますが、その制度化においては、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意し、一度、違反行為を行い、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、まず、第13条第1項の「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、第15条第1項の「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしました。

第13条第1項の「勧告」と同様に、「命令」をする場合には、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないよう、市長は、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、慎重に判断を行うものとしています。

第13条第1項の「勧告」は、法的拘束力のない行政指導に該当し、これに従わなかったことを理由として、不利益な取扱いがなされることはありませんが、「命令」は、法的拘束力を持つ行政処分に該当し、これに従わなかった場合には、第15条第1項の「公表」や第5章の「罰則」の対象になることとしています。

2 第1項関係

- (1) 「前条第1項の規定による勧告に従わなかった者」とは、「勧告」を受けたにもかかわらず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせた者をいいます。

なお、「勧告を受けた者」とは、「勧告の名宛人」を指しますので、「勧告の名宛人」になっていない者は、本条の「命令」の対象にはなりません。

- (2) 「同一理由差別的言動」とは、第13条第1項の「勧告」の場合と同様の言動をいいます。

- (3) 「命令」をする場合に、「明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるとき」を要件としているのは、第13条第1項の「勧告」の場合と同様に、「命令」が「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」の不当な侵害とならないよう、留意しなければならないとの観点によるものです。

そのため、「命令」をする場合には、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる状況を必要としています。

具体的には、再び「同一理由差別的言動」が行われようとしている場所、日時、態様等について、その実施予定者からの告知や、十分な証拠を伴う通報により、具体的に把握していることが必要です。

- (4) 「命令」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「地域」を定めることは、「命令」が「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を過度に制約することのないよう、留意したものです。

この「地域」については、これまで第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定及び第13条第1項の「勧告」に違反する行為が行われた場所、再び「同一理由差別的言動」を行おうとする者による告知等で指定された場所等を考慮した上で、市長が、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、定めていきます。

具体的には、「命令書」上に、「特定の場所から半径〇m以内」と指定したり、地図上へ図示するなどの方法により、「場所」を明記することとします。

- (5) 「命令」をする場合に、再び「同一理由差別的言動」をしてはならない「期間」を「6月間」と定めることは、「命令」が「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を過

度に制約することのないよう、留意したものです。実施予定者からの告知等を受けて、「命令」の日から「6月」を経過した場合、当該告知等に係る「同一理由差別的言動」が行われる危険性が低くなっているとの考え方によるものです。

したがって、「命令」の日から「6月」を経過した後に、実施予定者からの告知等があり、依然として、「同一理由差別的言動」が相当高い確率で発生すると認められる場合には、再び「命令」をし、その後も、同様の対応を継続していくことになります。

(6) 相手方の所在地等が不明なため、「命令書」の送達ができない場合には、「民法」第98条の規定に基づく公示送達を行うなどにより、対応することとします。

(7) 「命令」は、「川崎市行政手続条例」第2条第5号に規定する不利益処分該当するため、市長は、「命令」をするに当たっては、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるとき（同条例第13条第2項第1号）を除き、同条例第13条第1項第2号の規定に基づき、名宛人となるべき者に弁明の機会の付与を行う必要があります。弁明は、市長が口頭で行うことを認めたときを除き、名宛人が弁明を記載した書面を提出する（同条例第27条第1項）ほか、同条例第3章第3節（第27条～第29条）における弁明の機会の付与に係る手続の定めにより、実施することになります。

<参考>川崎市行政手続条例（平成7年川崎市条例第37号）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(6)～(8) 略

（不利益処分をしようとする場合の手続）

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定める

ところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げ場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

(2)～(5) 略

(弁明の機会の付与の方式)

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

(8) 「命令」は、行政処分であり、「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」の規定に基づく審査請求や、「行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）」の規定に基づく抗告訴訟（行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟）の対象となります。

3 第2項関係

(1) 「命令」をする場合には、市長は、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」に対して、原則、次の事項について、意見聴取を行います。

ア 第13条第1項の「勧告」に従わず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせたか否かについて

イ 再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるか否かについて

ウ 「命令」をすることが適当か否かについて

エ 「命令」をする場合、どのような「地域」の定め方が適当か否かについて

(2) 第13条第1項の「勧告」に従わず、「勧告書」に示された「地域」において、当該「勧告」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせたか否かについては、市長は、原則、他者からの通報及び提供による情報ではなく、客観性を

担保するため、川崎市が収集した情報及び映像や音声の記録を、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」に提供し、その意見を聴いた上で、慎重に最終判断することとします。

- (3) 第13条第1項の「勧告」に違反する行為があった後、再び「同一理由差別的言動」を行う旨の告知等による実施予定の把握までの期間の長さによっては、前記(1)のAに関する意見聴取と、前記(1)のイ、ウ及びエに関する意見聴取は、別の時期に行うことになります。

これは、第13条第1項の「勧告」に違反する行為があったか否かの事実認定は、証拠の保全や、関係者への聞き取りの結果などを勘案すると、事案発生後、速やかに、意見聴取を行う方が適当と判断していることによるものです。

- (4) 「緊急を要する場合」とは、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由を把握したときから、実際に「同一理由差別的言動」が行われるまでの間に、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴取し、「命令」をするまでのいとま（時間的な余裕）がない場合をいいます。

具体的には、「川崎市差別防止対策等審査会」を招集できたとしても、委員の定足数を満たすことができず、会議を開催できない場合などを想定しています。

このような際にも、「命令」をする場合に、あらかじめ、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かなければならないとすると、会議開催までの事務手続中に、再び「同一理由差別的言動」が行われることが見込まれ、実効性の確保に支障を来すことが考えられるため、例外的に、臨機の対応として、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かずに、「命令」をすることができるとしたものです。

「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意し、また、恣意的な運用とならないようにするため、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととしていることを踏まえ、このただし書の規定は、極めて、例外的な場合に適用することとしています。

- (5) 「緊急を要する場合」で、あらかじめ、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かずに、例外的に、臨機の対応として、「命令」をした場合には、後日、速やかに、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととします。

市長の判断と、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見が異なった場合には、「命令」の取消しなどを含め、改めて、その取扱いを検討することとします。

（公表）

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審議会の意見を聴いて、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

【趣旨】

本条は、第14条第1項の「命令」を受けた者が、当該命令に違反した場合に、市長は、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いて、その者の氏名、住所等の「公表」をすることができることを定めたものです。

【解説】

- 1 「公表」については、氏名、住所等の「公表」をし、広く市民への注意喚起を促すとともに、違反行為を抑止する効果を期待するものです。

また、「公表」に当たっては、川崎市のホームページなどを活用し、行うこととします。

2 第1項関係

- (1) 本条は、第14条第1項の「命令」に違反した者の氏名、住所等の「公表」をする場合の根拠規定となるものです。

- (2) 「公表」の対象となるものは、「命令」を受けたにもかかわらず、「命令書」に示された「地域」において、当該「命令」の日から6月以内に、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせた者としてします。

- (3) 「命令を受けた者」とは、「命令の名宛人」を指しますので、「命令の名宛人」になっていない者は、「公表」の対象にはなりません。

(4) 「公表」をする事項は、次のとおりです。

ア 氏名（法人又は法人でない団体にあつては名称）

イ 住所

ウ 代表者又は管理人の氏名（法人又は法人でない団体で代表者若しくは管理人の定めがあるものに限る。）

エ 「命令」の内容

オ 「命令」に従わなかった事実

カ その他市長が必要と認める事項

3 第2項関係

第14条第1項の「命令」違反があったか否かについては、市長は、あらかじめ、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、判断します。

4 第3項関係

事前手続の保障について定めたものです。

本条の「公表」は、市民への注意喚起が目的ですが、第14条第1項の「命令」に違反した者にとっては、氏名、住所等の「公表」がされるという不利益が伴います。そのため、「公表」をされる者に対して、事前に意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものです。

具体的な手続については、市長から、「意見等の機会付与通知書」により、対象者へ通知し、対象者は、客観的な記録となるよう、書面により意見を述べ、証拠を提示することとしています。

（公の施設の利用許可等の基準）

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、公の施設で本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合の公の施設の利用許可及び取消しの基準等を定めることの根拠となる規定を定めたものです。

【解説】

- 1 川崎市では、市の公の施設の利用に当たって、平成28年5月30日、公園内行為許可申請に対し「不当な差別的言動から市民の安全と尊厳を守る」という観点から、全国初の不許可処分を行いました。同年6月3日に施行された「差別的言動解消法」では、「地域の実情」に応じた施策を講ずることを求めています。

平成28年12月27日、「川崎市人権施策推進協議会」から、優先審議事項報告書として、「ヘイトスピーチ対策に関する提言」がなされ、その中で、「ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設（公園、市民館等）において、ヘイトスピーチが行われないよう対処する必要がある。そのためには条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある」とされました。

- 2 川崎市では、公の施設の所管組織が、各施設の設置・管理条例における利用制限の検討・判断を行う際に拠るべき基準として、平成29年11月9日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく『公の施設』利用許可に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表し、平成30年3月31日に施行しています。

- 3 ガイドラインは、本条の「公の施設の利用許可等の基準」として位置付けており、「対象」、「定義」、「公の施設の利用制限に関する基本指針」、「利用制限の種類」、「第三者機関への意見聴取」のほか、「市の各施設への具体的な適用」や「利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な流れ」等を示しています。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、市長が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるインターネット表現活動について、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、事案の内容に即して、当該表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の「公表」をすることなどを定めたものです。

【解説】

- 1 あらゆる差別は許されるものではなく、それは、インターネットを利用した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」についても同様ですが、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。そのため、多種多様な表現がなされるインターネット上の行為については、禁止等による事前の規制措置を設けることは困難であり、事後的な被害の拡大防止や救済が主とならざるを得ないものです。

本条では、対象を直接規制する方法をとらずに、市長が、表現内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずること、啓発を目的に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の「公表」をすることなどを定めています。

本条の施行日（令和2年4月1日）前から、インターネット上に掲載された状態の記事などについては、同日前に消去されず、同日以降も、引き続き、掲載されている場合には、同日以降、不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる「状態に置く」ものとして、本条の適用を受けることになります。

2 第1項関係

- (1) 「インターネット表現活動」については、他の表現活動の内容を拡散することを含むこととしています。これは、近年の情報通信手段の発展に伴い、表現活動は多様化しており、直接受け手に訴える手法だけでなく、他の表現内容を拡散する手法がとられることも考えられるためです。

「インターネット表現活動」には、インターネットのウェブサイトへの書き込みや、動画の掲載といったことのほか、他人による公共の場所でのデモや街宣活動などの動画を、インターネットのウェブサイトに掲載するといった他の表現活動の内容を更に拡散する活動も含まれます。

- (2) 「必要な措置」とは、市長が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるインターネット表現活動に係る表現の内容を削除するよう、プロバイダ等に要請することのほか、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）」の規定に基づく、自己の権利を侵害されたとする者による「送信防止措置の申出」（同法第3条第2項第2号）や、「発信者情報の開示請求」（同法第4条第1項）を支援することなどを想定していますが、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いて、事案の内容に即して、適切な対応を行うこととしています。

(3) 川崎市は一地方自治体であることから、本条の「拡散防止措置」の対象となるインターネット表現活動については、川崎市の区域内ないし市民等に関わるものに限定することとしています。

(4) 川崎市の区域内で行われたインターネット表現活動については、本条の「拡散防止措置」の対象となりますが、その表現の内容が、川崎市の区域内において閲覧又は視聴ができる状態であることをもって、川崎市の区域内で行われた表現活動と認定するものではありません。

仮に、川崎市の区域内において閲覧又は視聴ができる状態であることのみをもって、「拡散防止措置」の対象に該当することとすれば、全世界において、インターネットを通じて行われる表現活動の全てが、川崎市の区域内で行われた表現活動に該当し、「拡散防止措置」の対象となることになり、本項の各号を規定した趣旨を没却することになってしまいます。

(5) 「市の区域内で行われたインターネット表現活動」とは、条例が属地主義であることを考慮し、原則として、川崎市の区域内において、インターネットのウェブサイトへの書き込みや、動画の掲載を行うことを対象に規定を設けたものです。

しかしながら、これらの実施場所を特定するためには、表現活動を行った者に投稿した場所を問い合わせるだけでは足りず、表現活動を行った者の回答内容が事実であるかどうかを確認するため、サイトの運営者や関係プロバイダから、ＩＰアドレス等の必要な情報を取得する必要がありますが、サイトの運営者や関係プロバイダから、投稿が行われた場所を特定するために必要な情報が任意に提供される可能性は非常に低く、仮にサイトの運営者や関係プロバイダから、情報が得られたとしても、インターネット上のサイトへの投稿の多くが無線の通信端末機器により行われている現状に鑑みると、投稿が行われた場所を特定することは極めて困難であるとされています。

(6) 川崎市の区域外又は川崎市の区域内かどうか、明らかにない場所で行われたもののうち、市民等に関するものであると明らかに認められるものについては、本条の「拡散防止措置」の対象となります。

「表現の内容が特定の市民等（中略）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」とは、表現の主題が、特定の市民等に向けられた内容であると明確に認められる表現活動をいいます。

たとえば、表現の内容が、特定の人種・民族全般を指しているに過ぎない場合は、

特定の市民等に向けられたものとはいえず、「表現の内容が特定の市民等（中略）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動」には該当しないことになります。

(7) 「市民等」とは、次の者をいいます。

ア 川崎市の区域内に住所を有する者

イ 川崎市の区域内に在勤する者

ウ 川崎市の区域内に在学する者

エ 「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」等の規定に基づく川崎市の機関の措置により川崎市の区域外に存する施設に入所している者

(8) 前記(6)以外のインターネット表現活動であって、川崎市の区域外又は川崎市の区域内かどうか、明らかでない場所で行われたもののうち、川崎市の区域内で行われた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の動画等を、インターネット上のサイトに掲載すること等によって、川崎市の区域内に拡散する行為については、本条の「拡散防止措置」の対象となります。

3 第2項関係

(1) 本条の「公表」は、市長が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるインターネット表現活動について、その概要等の「公表」をすることで、どのような表現活動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを広く市民に周知することにより、その解消に繋げることを目的としています。

前記1のとおり、「日本国憲法」の保障する「表現の自由」を制約することについては、慎重な対応が必要であり、行為者の制裁を目的として、「公表」を行うものではありません。

(2) 当該インターネット表現活動について、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いて、第1項の「拡散防止措置」を講ずるとともに、次に掲げる事項の「公表」をします。

「公表」に当たっては、川崎市のホームページなどを活用し、行うこととします。

ア 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨

イ 表現内容の概要

ウ 表現内容の「拡散防止措置」の内容

エ 「拡散防止措置」を講じた年月日

オ その他市長が必要と認める事項

- (3) 「これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるとき」とは、「公表」をすることにより、かえって、当該インターネット表現活動を行った者の宣伝やアピール等の効果に繋がってしまうときなどを想定しています。

4 第3項関係

市長が、第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」をするよう求める「市民等の申出」は、表現内容の対象とされた者の申出に限定していません。

「市民等の申出」は、市長が措置の対象となる事案を把握するためのものであり、法律的に申出をする市民等に何らかの権利を設定し、市長に、申出に対する応答義務や、第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」をする義務、第4項の「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴く義務を生じさせるものではありません。

5 第4項関係

インターネット表現活動については、直接受け手に訴える手法だけでなく、インターネットを通じて、他の表現内容を拡散するなどの手法がとられることも考えられ、表現内容の拡散防止の措置についても、こうした表現活動の態様に応じて、適切かつ効果的なものとする必要があります。

また、第2項の「公表」については、どのような表現活動が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するのかを広く市民に周知することにより、その解消に繋げる一方で、安易にその概要の「公表」をすることにより、その内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど、差別の拡散に繋がるおそれも懸念されることから、慎重な対応が必要となります。

こうしたことを踏まえ、第1項の「拡散防止措置」及び第2項の「公表」をしようとするときは、あらかじめ、第18条に規定する「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴かなければならないこととしています。

6 第5項関係

第2項の「公表」は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の問題に対する市民の理解を促進し、人権意識を一層高揚させ、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」

の解消に繋げるという側面がありますが、安易にその概要の「公表」をすることにより、その内容を知った人に誤った認識を与える可能性があるなど、差別の拡散に繋がるおそれがあり、かえって、こうした行為を行ったものの意図・目的に沿うような事態になってしまうことも想定されます。

こうしたことから、第2項の「公表」に当たっては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるインターネット表現活動をありのままに全て「公表」をすることを控える等の留意が必要となります。

（差別防止対策等審査会）

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

【趣旨】

本条は、市長の附属機関である「川崎市差別防止対策等審査会」（以下「審査会」という。）について定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

審査会の設置根拠となる規定です。審査会は、第13条第1項の「勧告」をしようとするとき、第14条第1項の「命令」をしようとするとき、第15条第1項の「公表」をしようとするとき並びに第17条第1項の「拡散防止措置」及び同条第2項の「公表」をしようとするときのほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するとしています。

「不当な差別の解消のために必要な事項」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に限らず、第8条（人権侵害による被害に係る支援）の規定に基づく施策の実施において、既存の方法での対応が困難な事案への対応のあり方について意見を聴くことを想定しています。

2 第2項関係

審査会の委員数の上限を5人以内としています。

3 第3項関係

審査会の委員は学識経験者のうちから市長が委嘱するとしています。

調査審議の内容から、「表現の自由」との関わりがあること、「行政不服審査法」や「川崎市行政手続条例」に関連する手続や、関係人からの意見聴取の手続が規定されていること、インターネット表現活動に係る拡散防止措置等を講ずることなどから、これらに対応できるよう、学術機関の研究者のほか、実務経験のある弁護士等の法曹経験者のう

ちから委嘱することとします。

なお、委員の選任に当たっては、審議の公正性・公平性を担保することが必要であり、慎重かつ厳正に行うことが求められることから、中立的な専門家により構成することとしています。

4 第4項関係

委員の任期等については、協議会の規定【第10条第4項（委員の任期）、第5項（委員の再任）、第6項（臨時委員の設置）、第7項（臨時委員の解嘱）、第8項（委員等の守秘義務）、第9項（部会の設置）、第10項（組織及び運営の規則委任）】を準用することと定めています。

<参考>川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）

（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第10条 略

2・3 略

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（審査会の調査審議手続）

- 第 19 条** 審査会は、市長又は第 17 条第 4 項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第 3 項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。
- 2 審査会は、第 13 条第 2 項本文、第 14 条第 2 項本文若しくは第 15 条第 2 項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第 1 項の規定による調査を行わせることができる。

【趣旨】

本条は、市長からの諮問を受けた審査会が、第三者機関として、公正・公平かつ的確な判断を行うことができるようにするため、審査会が調査審議を進める上で、必要な調査権限を定めるなど、審査会の調査審議手続について定めたものです。

【解説】

1 第 1 項関係

- (1) 審査会において、十分な調査審議が行われるようにするため、次に掲げる事項について、必要な調査権限を審査会に付与しています。

ア 市長に対する意見書又は資料の提出要求

イ 第 17 条第 4 項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第 3 項の規定による申出を行った市民等（川崎市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者、「児童福祉法」等の規定に基づく川崎市の機関の措置により川崎市の区域外に存する施設に入所している者をいう。）に対する意見書又は資料の提出要求

ウ 「適当と認める者」に対する事情聴取

エ その他必要な調査

- (2) 「適当と認める者」とは、審査会の調査審議の対象となっているア又はイの行為に応じて、それぞれ次の者等をいいます。

ア 第 12 条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行

為

- (ア) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の対象とされた者
- (イ) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を現認した者
- (ウ) 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われた「公共の場所」の管理者

イ インターネット表現活動

- (ア) インターネット表現活動を行った者の関係者
- (イ) インターネット表現活動の対象とされた市民等のうち第17条第3項の申出を行っていない者
- (ウ) プロバイダ
- (エ) ブログのサイト管理会社

2 第2項関係

- (1) 審査会において、客観的で公正・公平な調査審議ができるよう、次に掲げる者に対し、意見を述べる機会を与える権限を審査会に付与しています。

当該機会を与えるか否かは、審査会の判断に委ねられ、また、次に掲げる者に、意見を述べる義務を課すものではありません。意見を述べる場合は、客観的な記録となるよう、書面の提出により行うこととしています。

ア 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反した疑いがある者

イ アに該当する者で、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせようとする者

ウ 第13条第1項の「勧告」に違反した疑いがある者

エ ウに該当する者で、再び「同一理由差別的言動」を行い、又は行わせようとする者

オ 第14条第1項の「命令」に違反した疑いがある者

カ 第17条第4項の規定による調査審議の対象となっているインターネット表現活動を行った者

- (2) 「相当の期間」とは、書面により意見を述べるのに、社会通念上、必要とされる期間をいい、個別具体の事案により、審査会が判断することになります。

3 第3項関係

審査会が、事案の実情に即した効率的な調査審議を実施するため、その指名する委員に審査会が行う調査審議手続の一部を行わせることができる旨を定めたものです。

第1項の「適当と認める者」への事情聴取については、対象者が遠隔地に居住していたり、身体の支障等の事情により、審査会に出席することが困難であることも想定されます。

また、緊急に調査審議を実施する必要が生じた場合に、多忙な審査会の委員の日程の調整が困難なこともあり得るほか、事案の内容や、その時点までの調査審議の蓄積などに照らして、少人数の委員により対応する方が審査会全体の効率性・効果性の観点から有効と考えられる場合なども想定されます。

これらの場合を考慮し、審査会の指名する委員に調査を行わせることができるとしたものです。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、第3章（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進）の適用に当たって、「表現の自由」などを不当に侵害しないよう、留意することを定めたものです。

【解説】

- 1 「日本国憲法」が保障する「表現の自由」は、非常に重要なものですが、一方で、表現行為が他者の生命・身体・自由・名誉・財産などの具体的侵害に及ぶ場合には、「表現の自由」の保障の限界を超えるものとして、その制限が正当化されることがあり、「表現の自由」を制約する立法については、規定の明確さが求められ、また、過度に広範な規制にならないよう、慎重な対応が必要です。
- 2 第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）では、「差別的言動解消法」で定義される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に対して、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的に示して、構成要件の明確化を図っています。
- 3 さらに、罰則規定を適用するための検察等による手続に至る前に、第13条第1項の「勧告」及び第14条第1項の「命令」に対する違反を要件とすることで、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みを設けており、市長の判断に当たっては、第三者機関である審査会の意見を聴くこととし、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる川崎市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしています。
- 4 インターネット表現活動については、直接的な規制を設けることはせず、第17条第1項の「拡散防止措置」ととどめ、当該措置についても事業者の協力に依拠するものとなっており、これに伴う同条第2項の「公表」も啓発目的で行うこととしています。
- 5 本条例の第3章については、「表現の自由」に留意した規定としていますが、「表現の自由」は、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利の中で、最も重要なものの一つと

して位置付けられることから、第3章の適用に当たっては、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう、留意しなければならないことを規定化し、慎重な運用を期すこととしています。

- 6 市長による第13条第1項の「勧告」、第14条第1項の「命令」、第17条第1項の「拡散防止措置」などの具体的な措置に際しては、それぞれの措置に必要な要件を満たしているかどうかだけではなく、本条違反となっていないかについて、慎重に検討しなければならないとしています。

第4章 雜 則 ・ 第5章 罰 則

第4章 雑則

(報告及び質問)

- 第21条** 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

本条は、第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定、第13条第1項の「勧告」又は第14条第1項の「命令」に違反した者に対し、市長が、必要な報告を求め、又は職員に関係者に質問させることができることを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 「報告徴収」及び「質問」は、市長が、適切に第13条第1項の「勧告」、第14条第1項の「命令」又は第15条第1項の「公表」をするために与えられた権限ですが、その行使は、少なからず、私人の自由制限を伴うものがあるため、できるだけ、限定的にすることが望ましく、第13条から第15条までの規定の施行に「必要な限度において」行うこととするものです。

- (2) 「報告徴収」の権限の行使は、義務を課す行為であり、「行政不服審査法」の規定に基づく審査請求や、「行政事件訴訟法」の規定に基づく抗告訴訟（行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟）の対象となる行政処分にあたります。

しかしながら、「川崎市行政手続条例」第3条第8号の規定により、同条例第3章（不利益処分）の手続規定は適用されず、また、この義務に従わなかったことをもって、何らかの制裁の対象となるものではありません。

＜参考＞川崎市行政手続条例（平成 7 年川崎市条例第 37 号）

（適用除外）

第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 5 章までの規定は、適用しない。

（1）～（7） 略

（8） 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

（9） 略

（3） 「関係者」とは、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の対象とされた者、それを現認した者、それが行われた公共の場所の管理者等を想定しています。

2 第 2 項関係

手続保障の観点から、質問をする職員が、正当にこれを行うものであることを知らせる必要があります。職員は、質問を行う場合には、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならないとしています。

3 第 3 項関係

行政調査としての「報告徴収」及び「質問」は、市長が第 13 条第 1 項の「勧告」、第 14 条第 1 項の「命令」又は第 15 条第 1 項の「公表」の行政目的を達成するため認められたものであり、本来、令状が必要とされる犯罪捜査のための行使は許されないことを確認的に規定したものです。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、本条例の実施のため必要な事項について、規則に委任したものです。

【解説】

1 本条例では、次の項目について、条例本文において、個別に規則に委任しています。

(1) 協議会の組織及び運営に必要な事項※

【条例第10条第10項】

(2) 第14条第1項の「命令」違反に関し、「公表」をする事項 【条例第15条第1項】

(3) インターネット表現活動の対象となる「市民等」の範囲

【条例第17条第1項第1号ア】

(4) インターネット表現活動に関し、「公表」をする事項 【条例第17条第2項】

(5) 審査会の組織及び運営に必要な事項※

【条例第18条第4項において準用する条例第10条第10項】

※市民委員の公募（協議会に限る。）、会長及び副会長の設置・役割等、会議の開催条件・決定方法等、関係者の出席、部会の運営方法、会議の庶務、会長への委任について定めます。

2 前記以外にも、本条を根拠に、条例を実施するために必要な細目的事項について、規則で定めるとしています。

具体的には、次のとおりです。

(1) 第13条第1項の「勧告」をする方法（「勧告書」の様式）

(2) 第14条第1項の「命令」をする方法（「命令書」の様式）

(3) 第14条第1項の「命令」違反に関し、第15条第1項の「公表」をする場合の公表方法

(4) 第14条第1項の「命令」違反に関し、第15条第1項の「公表」をする前に対象者へ通知する場合の方法（「意見等の機会付与通知書」の様式）

(5) インターネット表現活動に関し、第17条第2項の「公表」をする場合の公表方法

(6) 第21条第1項の「報告徴収」及び「質問」を行う際に、職員が提示する「身分証明書」の様式

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、第14条第1項の「命令」に違反した者を50万円以下の罰金に処することを定めたものです。

【解説】

- 1 本条は、第13条第1項の「勧告」、第14条第1項の「命令」を経た者が対象になります。不当な差別が、無知や誤解に起因しているのであればともかく、第12条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）の規定に違反する行為については、特定の国の出身者等を排除するとの明確な意図を持ったものを対象にしており、このような行為を繰り返し行う者について、「表現の自由」に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、第14条第1項の「命令」違反に対する罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けたものです。
- 2 本条の適用に当たっては、川崎市は、「刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）」の規定に基づく告発（刑事告発）を行うにとどまります。その後は、検察が捜査（警察が行う場合を含む。）を行い、起訴するか否かを判断し、検察が起訴した場合、判決は裁判所が行うことになります。
- 3 第14条第1項の「命令」違反があった場合、川崎市としては、本条例の実効性を確保するため、刑事告発を行うことを検討します。

この告発は、告訴権者及び犯人以外の者が、犯罪事実を捜査機関に申告し、犯人の訴追を求めることであり、告訴と同様、捜査の端緒に過ぎず、告発があったからといって、必ず起訴されるものではありません。

また、不起訴処分があった場合には、告発人は、検察官の不起訴処分について、検察審査会に当該処分が適当か否かの審査をするよう申し立てることができますが、これも起訴を保証するものではありません。
- 4 第14条第1項の「命令」に違反した者に対する罰則の適用については、川崎市は、訴追に向けて、告発や、検察官の不起訴処分について検察審査会への申立てを行い、その後の処理は、検察、裁判所の判断に委ねることになります。

5 本条例が規制する行為は、「刑法（明治40年法律第45号）」上の「脅迫罪」や「名誉毀損罪」などとは異なり、個人を被害者として特定する必要はなく、これらの罪の成立要件を踏まえ、本条例に罰則規定を設けています。

なお、本条例上の罰則の対象になる行為が、同時に「刑法」上の「脅迫罪」や「名誉毀損罪」などにも当たる場合については、そのうち最も重い刑により処罰されます（「刑法」第54条第1項）。

6 罰金の額「50万円以下」については、表現行為が犯罪の構成要件に該当する「名誉毀損罪」や、「神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）」第2条の「粗暴行為の禁止に対する罪」を参考にしています。

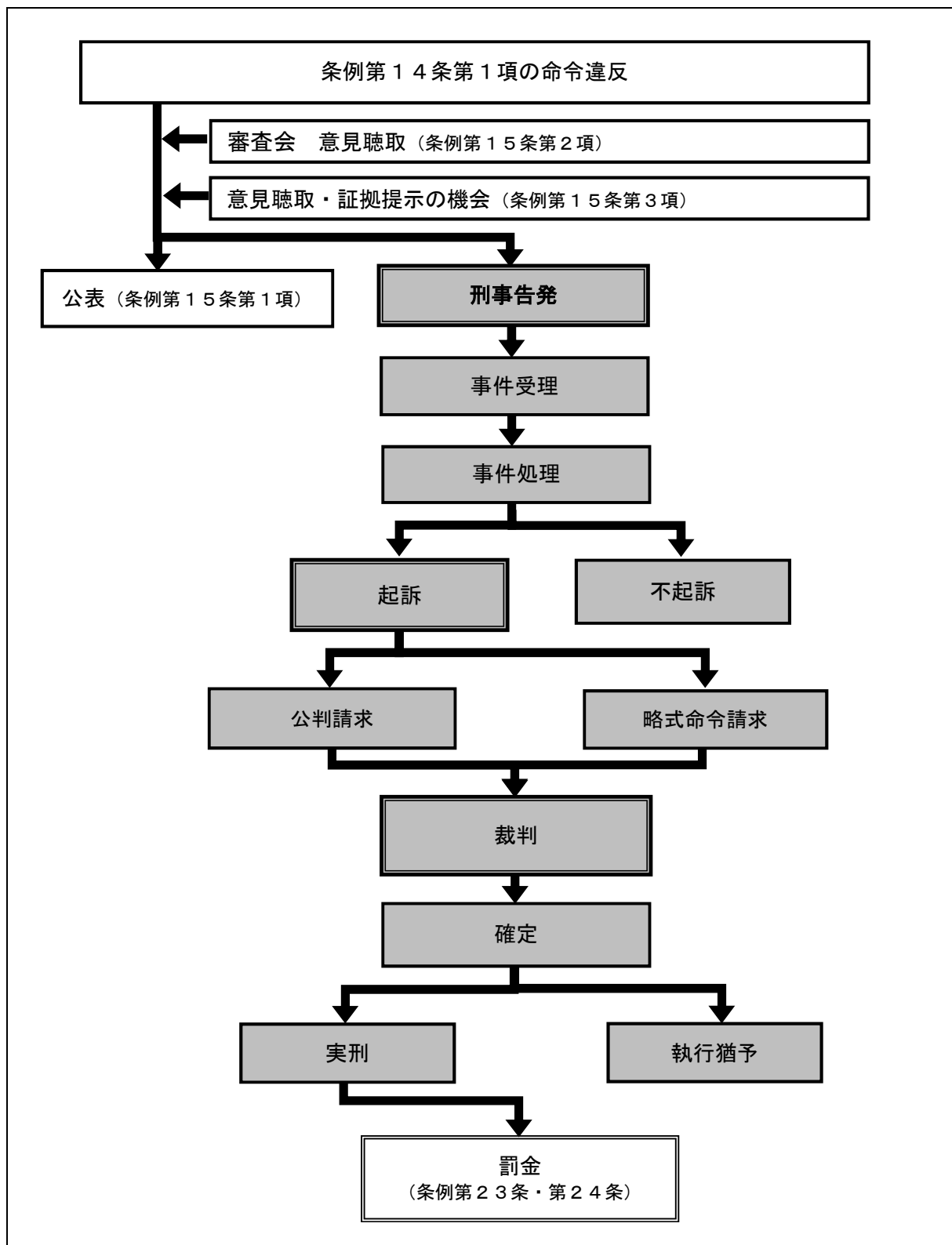
7 「差別的言動解消法」が理念法とされる中、条例で罰則規定を設けることについては、「徳島市公安条例事件」に係る最高裁判例（最大判昭和50・9・10）では、「国の法令が全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じ得ない」と示されています。

「差別的言動解消法」第4条第2項には、「地方公共団体は、・・・、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする」と定められており、加えて、この「差別的言動解消法」については、参議院及び衆議院の法務委員会における附帯決議において、それぞれ「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること」が確認されています。

「差別的言動解消法」の立法の契機となったデモが行われた川崎市においては、これらの行為を勘案するとともに、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、市内において、こうした行為が、再び繰り返し行われることは看過できないと考え、本条例では、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、「地域の実情」に応じた施策を講ずるもので、このような行為を繰り返し行うものについて、「表現の自由」に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設けています。

また、「日本国憲法」上の「地方公共団体は、・・・、法律の範囲内で条例を制定することができる」や、「地方自治法」上の「普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・、条例を制定することができる」との原則に則り、本条例の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する部分については、「差別的言動解消法」の範囲内で定めています。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例 罰則に至るまでの主な手続の流れ



(注) 網掛けの枠：刑事訴訟の手続

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、法人の代表者、管理人、代理人、使用人等が、事業主（法人又は人）の業務に関し、第14条第1項の「命令」に従わず、第23条の罰金刑に処される場合は、その行為者のほか、事業主に対しても、罰金刑を科すことを定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 罰則規定は、通常は、行為者を処罰するものですが、行為者を処罰するのみでは十分に目的を達することができず、違反行為によって利益を得ているのが、行為者を使用する事業主（法人又は人）であると考えられる場合には、両罰規定として、行為者だけでなく、当該事業主を処罰することが考えられます。

本条例における罰則規定の適用についても、同様の考え方により、行為者とともに、事業主を罰することができる両罰規定を採用しています。

- (2) 本条の対象となる法人には、「法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む」ものであり、法人格を有することが罰則の適用対象要件とはしておらず、また、「政治資金規正法（昭和23年法律第194号）」第6条第1項の規定による届出を行った政治団体も対象に含まれます。

- (3) 「代表者」とは、ある機関が法人等の名前で、第三者とした行為の効果が法人等に帰属する場合における当該機関を意味し、「会社法（平成17年法律第86号）」第349条第3項の「代表取締役」がその例です。

＜参考＞会社法（平成17年法律第86号）

（株式会社の代表）

第349条 略

2 略

3 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4・5 略

(4) 「代理人」とは、「会社法」第10条の「支配人」のように、法令等に基づき、法人等を代理する権限を有する者をいいます。

＜参考＞会社法（平成17年法律第86号）

（支配人）

第10条 会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）は、支配人を選任し、その本店又は支店において、その事業を行わせることができる。

(5) 「使用人」とは、事業主との雇用関係に基づいて業務に従事する者をいいます。

(6) 「その他の従業者」とは、事業主の代理人又は使用人以外の者で、事業主の組織内にあつて直接間接に事業主の指揮監督を受けて事業主の業務に従事している者をいい、「使用人」のように事業主との雇用関係が存在することを要件とはしません。

(7) 「法人又は人の業務に関し」における「業務」とは、反復継続性が必要です。

両罰規定は、事業主として行為者の選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失の存在を推定し、事業主において以上の点に関する注意を尽くしたことの証明がなされない限り、事業主も刑事責任を免れないとするものです（最大判昭和32・11・27、最二小判昭和40・3・26）。

したがって、事業主を罰することができるためには、従業者の行為が事業主との関連で行われたことが必要であり（定款等の範囲内であることは必ずしも必要ではない）、外形的にも業務と全く無関係な個人的行為は、両罰規定の対象とはなりません。

(8) 両罰規定については、事業主を処罰するためには、現実の行為者を処罰しなければならないというのではなく、行為者を処罰しないで事業主だけを処罰すること、逆

に、行為者だけを処罰して事業主を処罰しないことは、いずれも差し支えないと考えられています。

2 第2項関係

法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを処罰する場合の訴訟手続に関する規定です。この規定により、「刑事訴訟法」第27条第1項等の規定を準用することになります。

＜参考＞刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）

〔法人の訴訟行為〕

第27条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

2 数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行為については、各自が、これを代表する。

附 則

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日
 - (2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

【趣旨】

附則は、本条例の施行期日及び経過措置を定めたものです。

【解説】

1 第1項関係

- (1) 公布の日（令和元年12月16日）から施行する規定

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（市の責務）

第4条（市民及び事業者の責務）

第5条（不当な差別的取扱いの禁止）

第6条（人権施策推進基本計画）【第3項を除く。】

第7条（人権教育及び人権啓発）

第8条（人権侵害による被害に係る支援）

第9条（情報の収集及び調査研究）

第22条（委任）

附則第2項（経過措置）

- (2) 令和2年4月1日から施行する規定

第6条第3項（基本計画のうち人権尊重のまちづくり推進協議会の意見聴取に係る部分）

第10条（人権尊重のまちづくり推進協議会）

第11条（この章の趣旨）

第16条（公の施設の利用許可等の基準）

第17条（インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表）

第18条（差別防止対策等審査会）

第 1 9 条（審査会の調査審議手続）

第 2 0 条（表現の自由等への配慮）

(3) 令和 2 年 7 月 1 日から施行する規定

第 1 2 条（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第 1 3 条（勧告）

第 1 4 条（命令）

第 1 5 条（公表）

第 2 1 条（報告及び質問）

第 5 章（罰則）

2 第 2 項関係

平成 2 7 年 3 月に策定した現行計画の「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」は、経過措置として、第 6 条第 1 項の規定に基づき策定された基本計画とみなすことを定めています。

○計画の変遷

・平成 1 9 （2 0 0 7）年 2 月策定

「川崎市人権施策推進基本計画」

・平成 2 7 （2 0 1 5）年 3 月策定

「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」

<基本理念>

「国際的な視点に立った人権意識の形成」

「あらゆる差別の撤廃と人権侵害の防止」

「協働連携による人権施策の推進」

<計画期間>

平成 2 7 年（2 0 1 5）年 4 月～令和 8 （2 0 2 6）年 3 月

II 資料編

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する

- 地域から退去させることを煽動^{せん}し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの
(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定に

よる公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

（審査会の調査審議手続）

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

（2） 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

「議案第 157 号 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について」に対する
附帯決議

令和元年 12 月 12 日
川 崎 市 議 会

- 1 本市における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の状況、本条例の目的や施策の内容等について広く市民に周知徹底を図り、市民の理解の下、本条例を円滑に施行していくよう努めること。
- 2 本邦外出身者に対する不当な差別的言動以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、本邦外出身者以外の市民に対しても、不当な差別的言動による著しい人権侵害が認められる場合には、必要な施策及び措置を検討すること。
- 3 前項に掲げるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを一層推進するため、本市における不当な差別の実態の把握に努め、その解消に向けて必要な施策及び措置を講ずること。

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例施行規則

令和 2 年 2 月 2 8 日
川 崎 市 規 則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第 35 号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員の公募)

第 2 条 市民のうちから委嘱される川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の委員は、公募によるものとする。

(協議会の会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への関係者の出席)

第 5 条 協議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の部会)

第 6 条 協議会の部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が協議会に諮って指名する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民文化局において処理する。

(協議会の会長への委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(勧告書)

第9条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書(第1号様式)により行うものとする。

(命令書)

第10条 条例第14条第1項の規定による命令は、命令書(第2号様式)により行うものとする。

(命令違反に係る公表)

第11条 条例第15条第1項の規定による公表は、公告及びインターネットの本市のホームページへの登載により行うものとする。

2 条例第15条第1項第3号の規則で定める事項は、条例第14条第1項の規定による命令に従わなかった事実その他市長が必要と認める事項とする。

3 条例第15条第3項の規定による通知は、意見等の機会付与通知書(第3号様式)により行うものとする。

(市民等)

第12条 条例第17条第1項第2号アの規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の規定に基づく市の機関の措置により市の区域外に存する施設に入所している者とする。

(拡散防止措置に係る公表)

第13条 条例第17条第2項の規定による公表は、公告及びインターネットの本市のホームページへの登載により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規則で定める事項は、同条第1項のインターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止する措置を講じた年月日その他市長が必要と認める事項とする。

(準用)

第14条 第3条から第8条までの規定は、川崎市差別防止対策等審査会について準用する。

(身分証明書)

第15条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第９条から第１１条まで及び第１５条の規定は、同年７月１日から施行する。

第 1 号様式

		川 第 号 年 月 日
勸 告 書		
住 所 氏 名 様		
		川崎市長 印
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第 13 条第 1 項の規定により、次の行為を行い、又は行わ せてはならないことを勧告します。		
行い、又 は行わせ てはなら ない行為	内容	
	地域	
	期間	
勸 告 の 理 由		

第2号様式

川崎市指令 第 号 住 所 氏 名 様		
命 令 書		
年 月 日		
川崎市長 印		
川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第14条第1項の規定により、次の行為を行い、又は行わ せてはならないことを命じます。		
行い、又 は行わせ てはなら ない行為	内容	
	地域	
	期間	
命 令 の 理 由		
この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎 市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったこと を知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の 翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起するこ とができます。		

第3号様式

川 第 号
年 月 日

意見等の機会付与通知書

住 所

氏 名 様

川崎市長

印

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第15条第1項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、 年 月 日までに次のところに提出してください。

書 面 提 出 先	
公 表 の 理 由	
備 考	

第4号様式

(表)

6.5 cm	写 真 年 月 日 身 分 証 明 書 所属 職名 氏名 第 号 川崎市長 印 上記の者は、川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第21条第1項の規定により質問を行う職員であることを証明する。
	9.5cm

(裏)

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（抜粋）

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布
昭和 22 年 5 月 3 日施行

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔地方公共団体の権能〕

第 94 条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成 28 年 6 月 3 日
法 律 第 68 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）

第 2 章 基本的施策（第 5 条～第 7 条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（相談体制の整備）

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な

取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする

。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する
附帯決議

平成 28 年 5 月 12 日
参議院法務委員会

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 第 2 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する
附帯決議

平成28年5月20日
衆議院法務委員会

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第2条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。
- 二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。
- 三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。
- 四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。

地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日
法 律 第 67 号

〔条例〕

第 14 条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は 5 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日
法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かん}を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策について

の報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

優先審議事項報告書「ヘイトスピーチ対策に関する提言」（抜粋）

平成 28 年 12 月 27 日
川崎市人権施策推進協議会

取り組むべき事項

《項目 1 公的施設の利用に関するガイドラインの策定》

ヘイトスピーチによる市民の被害を防止するため、市が所管する公的施設（公園、市民館等）において、ヘイトスピーチが行われないよう対処する必要がある。

そのためには条例の制定又は改正をすべきであるが、当面は、各施設の既存の条例の解釈を明確化すべく、早急に、公的施設の利用に関するガイドラインを策定する必要がある。

【協議会の意見】

- ・ 公的施設の利用については、憲法及び地方自治法の観点から許可を原則としなければならない。
- ・ しかし、「不当な差別的言動が行われるおそれが客観的な事実に照らして具体的に認められる場合」については、不許可とすべきである。
- ・ 上記の判断に際しては、客観的な基準が必要であり、ガイドラインを速やかに策定する必要がある。
- ・ ガイドラインには、判断に際して恣意性を疑われないしくみをはじめとした、別表に示す要素等を盛り込む必要がある。
- ・ 取り急ぎ、暫定的な対応として、既存の関係条例の解釈を明確化するようなガイドラインを策定するよう提言するものである。
- ・ また、集会・表現の自由を損なわないよう、ガイドラインにおいて規制対象や手続きを明確にして、慎重に運用しなければならない。

○（別表）ガイドラインに盛り込むべき要素

	項目	主な内容
1	目的	規制対象となる行為、利用制限は必要不可欠な場合であるべきこと等

2	定義	どのような言動がヘイトスピーチに該当するか市民等にわかりやすく示す
3	具体的な解釈	関係する既存の各条例における一般的な制限条項の具体的な解釈
4	具体的な手続き	利用申請から許可・不許可等の決定までの具体的な手続き
5	利用制限の種類	「許可」が原則で、「不許可」「警告」「条件付き許可」など
6	利用許可の取消	利用許可後にヘイトスピーチが行われることが明らかになった場合の取消手続き
7	第三者機関的なしくみづくり	利用制限の恣意的判断を排除するために、市等が意見を聞くしくみ

○特に留意すべき点

①「定義」について

- ・ 公的施設の利用は表現の自由によって手厚く保障されるべきものであるから、「利用制限は必要不可欠な場合に限る」とのより厳格な表現を用いるべきである。
- ・ 規制対象となる行為については、特に明確に定義することが必要であり、「ヘイトスピーチ解消法」のみならず人種差別撤廃条約上の要請も組み入れるべきである。
- ・ 適法居住要件については、「人権かわさきイニシアチブ」および人種差別撤廃条約の要請を適切に踏まえた考慮が求められる。

②「第三者機関的なしくみづくり」について

- ・ 恣意的な判断を避けるため、第三者が関与するしくみが必要不可欠である。
- ・ 現行制度の中で何らかの第三者機関(例えば本協議会の部会等)を設けることを検討し、それが難しいようであれば、恣意的な判断をしていないと示すことができる、第三者が関与するしくみが必要である。

③ガイドラインの策定・運用について

- ・ 策定・運用にあたっては、憲法との適合性を損なうことがないよう、慎重に対応することが求められる。

《項目２ インターネット上の対策》

インターネット上のヘイトスピーチによる被害は深刻であり、その解消に向けた対策を、積極的に講じていく必要がある。

具体的には、SNSを活用した発信や、積極的な削除要請などを行う必要がある。

【協議会の意見】

- ・ 市の多文化共生などの施策や取組等を積極的にSNSで発信していく必要がある。
- ・ インターネット上のヘイトスピーチに関して、客観的な事実が明らかな場合、積極的に削除要請を行うべきである。
- ・ 市民に対して、インターネット上のヘイトスピーチに関して、市に積極的に情報を寄せてもらうことも必要である。

○特に留意すべき点

①「SNSでの発信」について

- ・ 既存の取組施策の発信に加え、客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信が必要である。

②「削除要請」について

- ・ 市が国（法務局）と協力して、あるいは、市自らも削除を要請するべきである。
- ・ また、そうした対応が可能であることについて市民に知らせるとともに、情報を寄せてもらう取組も行うべきである。

③対応範囲について

- ・ 川崎市として対応できる範囲を明確にする必要があり、さらなる検討が求められる。
（川崎市内で発生あるいは川崎市民に関すること等）

《項目３ 制定すべき条例の検討》

項目１及び２の対応が早急に求められるが、ヘイトスピーチ対策はそれで終わるものではない。人権全般を見据えた条例の制定に必要な作業に入るべきである。

【協議会の意見】

- ・ ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要である。
- ・ 内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが想定される。

○特に留意すべき点

- ・ 協議会及び部会において、幅広い条例が必要との認識では一致したところであり、具体的な内容については、ヘイトスピーチ対策を含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかるものが求められる。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」
解 釈 指 針

川 崎 市

令和２（２０２０）年３月

川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

〒２１０－０００７

川崎市川崎区駅前本町１１－２ 川崎フロンティビル９階

電 話（０４４）２００－２３１５

FAX（０４４）２００－３９１４

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市